

## 平成 29 年 第 10 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 9 月 5 日 (火) 午前 9 時 00 分～午前 10 時 25 分

2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室

3. 出席委員 (37 人)

|               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|
| 1 番 片渕久司 委員   | 2 番 香月一夫 委員   | 3 番 川崎勝巳 委員   |
| 4 番 津田 保 委員   | 5 番 井上保博 委員   | 6 番 木室徳好 委員   |
| 7 番 吉原春樹 委員   | 8 番 赤坂隆義 委員   | 9 番 中村勝郎 委員   |
| 10 番 野田弘之 委員  | 11 番 宮崎裕二 委員  | 12 番 岩石 学 委員  |
| 13 番 井崎陽子 委員  | 14 番 池上勝文 委員  | 15 番 香月幸雄 委員  |
| 16 番 香月伸幸 委員  | 17 番 吉岡保則 委員  | 18 番 森口弘実 委員  |
| 19 番 川崎敏樹 委員  | 20 番 小柳眞佐美 委員 | 21 番 森 邦之 委員  |
| 22 番 石田義明 委員  | 23 番 小野愛子 委員  | 24 番 山口八州男 委員 |
| 25 番 田口千津子 委員 | 26 番 片渕秋正 委員  | 27 番 松尾利助 委員  |
| 28 番 光武直広 委員  | 29 番 溝上博信 委員  | 30 番 永石恒弘 委員  |
| 31 番 岩永廣康 委員  | 32 番 南條喜代己 委員 | 33 番 中村康則 委員  |
| 34 番 溝口修一郎 委員 | 35 番 木下善明 委員  | 36 番 中村秋男 委員  |
| 37 番 川崎 薫 委員  |               |               |

4. 欠席委員 (0 人)

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
(2) 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
(3) 平成 29 年白石町農用地利用集積計画 (9 号) の承認決定について  
(4) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について  
(5) 農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について

報告事項 (1) 合意解約の報告  
(2) 農地法第 4 条の規定による届出について

業務連絡事項 (1) 第 11 回農業委員会総会の日時及び場所  
(2) あっせん委員の再指名について  
(3) 農業者年金加入推進について  
(4) その他

6. 農業委員会事務局職員

|        |       |        |     |       |      |
|--------|-------|--------|-----|-------|------|
| 農地農政係長 | 野中和男  | 農地農政係長 | 吉原浩 | 農地農政係 | 永石智子 |
| 農地農政係  | 石隈あつみ |        |     |       |      |

## 7. 会議の概要

事務局　それでは定刻になりましたので、ただいまより、平成 29 年 9 月第 10 回白石町農業委員会総会を開会いたします。初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長　皆さんおはようございます。

本日は第 10 回農業委員会総会ということでご出席いただきまして、ご苦勞様でございます。慎重に審議をしていただきますよう最後までよろしくをお願いいたします。

事務局　どうもありがとうございました。

本日は、欠席の届け出はあっておりません。遅刻の連絡が 8 番赤坂隆義委員よりあっております。本日の出席委員は 37 名中 37 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。以後、議事進行につきましては、農業委員会会議規則によりまして会長が務めるとなっておりますので、以降の進行につきましては会長にお願いしたいと思います。

議長　それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、3 番の川崎勝巳委員、4 番の津田保委員を指名いたします。  
それでは議事に入ります。

---

### ＝議案番号第 158 号＝

議長　それでは、1.「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 158 号、事務局に説明を求めます。

事務局　農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 158 号。

権利の種類は所有権移転、贈与。

申請農地の表示。大字福吉字本松〇〇番、同じく大字福吉字本松〇〇番、面積が田 362 m<sup>2</sup>及び畑 317 m<sup>2</sup>、合計で 679 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、白石町大字福吉〇〇番地、福吉南の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字福吉〇〇番地、子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 4,825 m<sup>2</sup>、畑 977 m<sup>2</sup>、計 5,802 m<sup>2</sup>です。稼働力は男 1 名です。

申請の事由は、子に対するの贈与です。譲受人の〇〇さんは、米と野菜を中心に 11 年間農業に従事されております。また、20 日程度、臨時雇用もされています。これまで同様すべての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係

等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。ご審議、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、何か質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 158 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 158 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 159 号＝

議長 続きまして、議案番号第 159 号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 159 号。

権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地の表示。大字福富字西観音〇〇番、〇〇番、大字福富字福田搦〇〇番、大字福富字三番搦〇〇番、〇〇番、大字福富字昭和搦〇〇番、大字福富字本観音〇〇番、〇〇番、大字八平字八平〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、面積は田 25,629 m<sup>2</sup>、畑 49,618 m<sup>2</sup>、合計 75,247 m<sup>2</sup>。

貸付人は、白石町大字福富〇〇番地、南区の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字福富〇〇番地、南区の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 80,349 m<sup>2</sup>、畑 60,214 m<sup>2</sup>、合計 140,563 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 2 名、女 2 名です。

申請の事由は、農業者年金の経営移譲年金受給のため、後継者に対し使用貸借権の設定をされるものです。期間は平成 29 年 9 月 21 日から平成 39 年 9 月 30 日までの 10 年間です。借受人は 11 年間農業に従事されており、これまで同様全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、何かご質疑等ありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第 159 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 159 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

---

＝議案番号第 160 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 160 号、事務局に説明を求めます。

事務局 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

議案番号第 160 号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。大字遠江字新観音〇〇番、田 170 m<sup>2</sup>、大字遠江字新観音〇〇番、田 486 m<sup>2</sup>、大字遠江字新観音〇〇番、田 193 m<sup>2</sup>、合計 849 m<sup>2</sup>。

貸付人は、白石町大字遠江〇〇番地、新観音の〇〇さん、借受人は、同じく大字遠江〇〇番地、新観音の〇〇さんです。

転用目的は、分家住宅、駐車場、農業用資材置場、家庭菜園、農業用倉庫、宅地進入路です。

転用の事由は、現在、実家に祖母、父母、妻、子どもも含め 8 人で居住中であるが、子ども 3 人の成長とともに、部屋数等も不足し生活する上で手狭であったため、自分の実家に隣接している申請地に分家住宅を新築したい。また、農業用倉庫が不足したため、平成 11 年頃に無断で倉庫を建築しておられ、始末書を添付されています。しかしながら、現在でも農機具等を置くスペースが不足しているため、住宅とともに農業用資材置場を造成したいということで申請がなされております。

位置図につきましては 1 から 2 ページをご参照ください。

事業または施設の概要は、分家住宅 118.10 m<sup>2</sup>、駐車場 60.00 m<sup>2</sup>、農業用資材置場 80.00

㎡、家庭菜園 80.00 ㎡、植栽 45.00 ㎡、既存農業用倉庫 82.50 ㎡、宅地進入路 117.00 ㎡、その他、通路 315.90 ㎡です。

位置及び影響等、東側は田・宅地、西側は田、南は町道、北側は田・宅地。面積の検討は適当です。

その他参考事項として、農振除外は平成 29 年 3 月 29 日に一般にて決定公告されています。

農地区分は、第 1 種農地。農地区分の該当事項が、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項が、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもので、許可し得ると判断いたします。周辺農地への影響や土地改良施設等の影響もなく、その他転用の許可要件もすべて満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。

地元農業委員として 8 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。借受人は、4 年ほど前に実家に戻ってこられ、その頃から実家では手狭と考えておられました。今回の申請は、日常生活並びに営農において必要不可欠な分家住宅、農業用資材置場、宅地進入路、駐車場等の整備を目的とするものであります。転用申請については、隣接する宅地と併せての利用であることからもやむを得ず、また隣接地への影響もないことから問題ないと判断いたしました。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第 160 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 160 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 161 号＝

議長 続きまして、議案番号第 161 号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 161 号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地は、大字福富字北緑郷〇〇番、畑 14 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 10 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 11 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 55 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 17 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 3.55 m<sup>2</sup>、合計 110.55 m<sup>2</sup>。

貸付人は、白石町大字福富〇〇番地、北区の〇〇さん、借受人は、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さんです。

転用目的は、駐車場、農業用資材置場、庭です。

転用の事由は、平成 10 年頃から農地法の申請をしないまま住宅用地及び農業用倉庫用地として利用されてきました。始末書添付です。現在の住宅及び倉庫を解体し、住宅の新築を行いたい。また、現在、ブロック積みで住宅用地と農地を分けているが、農地側に越境していたため住宅新築に伴い越境分についてはブロック等を撤去し境界内に復元したいということで申請がなされております。

位置図につきましては 3 から 4 ページをご参照ください。

事業または施設の概要は、宅地に建設します農家住宅 125.66 m<sup>2</sup>、駐車場 75.00 m<sup>2</sup>、農業用資材置場 28.00 m<sup>2</sup>、庭、通路、その他 362.54 m<sup>2</sup>です。

位置及び影響等は、東側は田・宅地、西側は田・宅地、南側は町道・宅地、北側は田・宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、〇〇番、〇〇番、〇〇番は当初から農振除外されています。〇〇番、〇〇番、〇〇番は農振除外の見直しにより平成 26 年 12 月 4 日に決定公告がなされております。

農地区分は第 1 種農地です。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項は、既存の施設の拡張。既存の施設は宅地ですが、宅地が 450.56 m<sup>2</sup>です。拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限るということで、許可し得ると判断します。隣接する田も自己所有地でありまして、土地改良施設等への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 8 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。借受人は、現在住んでいる住宅及び農作業小屋を解体して、新たに住宅を建築する予定です。今回の申請は、日常生活並びに営農において必要不可欠な農家住宅、農業用資材置場、駐車場等の整備を目的とするものであります。転用申請については、隣接する宅地と併せての利用であることからやむを得ず、また隣接地への影響もないことから問題ないと判断いたしました。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第 161 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 161 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第 162 号＝

議長 続きまして、議案番号第 162 号、3.「平成 29 年白石町農用地利用集積計画（9 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 162 号、平成 29 年白石町農用地利用集積計画（9 号）についてご説明いたします。はじめに所有権移転関係でございます。今回は 3 件となっております。

整理番号 1 番、買い手は新観音の〇〇さん。売り手は佐賀市の〇〇さん。土地の表示は、大字築切字舩搦〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、田の 5 筆で、8,375 m<sup>2</sup>。利用

目的は米、玉葱。所有権の移転時期は平成 29 年 9 月 6 日、支払期限は平成 29 年 11 月 30 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は J A 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 204,201 m<sup>2</sup>になります。認定農業者です。

整理番号 2 番、買い手は太原下の〇〇さん。売り手は太原下の〇〇さん。土地の表示は、大字遠江字二本柳〇〇番、〇〇番、〇〇番、田の 3 筆で 3,268 m<sup>2</sup>。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は平成 29 年 9 月 6 日、支払期限は平成 29 年 12 月 20 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、ゆうちょ銀行への振込み。取得後の経営面積は 32,265 m<sup>2</sup>になります。認定農業者です。

整理番号 3 番、買い手は新興の〇〇さん。売り手は日登の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 1,929 m<sup>2</sup>。利用目的は玉葱、玉葱苗床。所有権の移転時期は平成 29 年 9 月 6 日、支払期限は平成 29 年 11 月 30 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、J A 口座への振込み。取得後の経営面積は 42,849 m<sup>2</sup>になります。認定農業者です。

次に、利用権設定関係でございます。2 ページから 4 ページにかけて 23 件、5 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 9 件、合わせて 32 件の計画が提出されております。利用権の種類は賃借権が 31 件、使用賃借権が 1 件となっております。そのうち新規が 15 件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが 15 件、再設定は 17 件となっております。また農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定をされているものが 15 件です。今回の利用権の総面積は合わせますと 194,144 m<sup>2</sup>となります。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 2 件、個人によるものが 21 件、農地中間管理機構によるものが 9 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は 7 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、32 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、何か質疑、ご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 162 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 162 号については、原案どおり

当委員会において承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 163 号～第 169 号＝

議長 続きまして 4.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 163 号から 169 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望。

議案番号第 163 号。申出農地は、大字坂田字三本谷〇〇番、田 2,726 m<sup>2</sup>。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字築切〇〇番地、西分三号の〇〇さんです。

議案番号第 164 号。申出農地は、大字八平字八平〇〇番、畑の 3,397 m<sup>2</sup>。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さんです。

議案番号第 165 号。申出農地は、大字牛屋字東谷〇〇番、田 1,546 m<sup>2</sup>。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、共栄の〇〇さんです。

議案番号第 166 号。申出農地は、大字辺田字日ノ目〇〇番、田 834 m<sup>2</sup>。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字辺田〇〇番地、久治の〇〇さんです。

議案番号第 167 号。申出農地は、大字辺田字日ノ目〇〇番、田 1,892 m<sup>2</sup>、大字辺田字日ノ目〇〇番、田 710 m<sup>2</sup>、合計 2,602 m<sup>2</sup>。すべて農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字辺田〇〇番地、久治の〇〇さんです。

議案番号第 168 号。申出農地は、大字八平字新開〇〇番、畑 6,752 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 2,940 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 2,038 m<sup>2</sup>、合計 11,730 m<sup>2</sup>。すべて農振農用地区域内です。あっせん申出者は、小城市芦刈町大字道免〇〇番地、小城市の〇〇さんです。

議案番号第 169 号。申出農地は、大字八平字新開〇〇番、畑 1,962 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 1,956 m<sup>2</sup>、合計 3,918 m<sup>2</sup>。すべて農振農用地区域内です。あっせん申出者は、小城市芦刈町大字下古賀〇〇番地、小城市の〇〇さんです。

以上、議案第 163 号から議案第 169 号まで 7 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますのでご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 議案番号第 163 号から 169 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願いたします。

議案番号第 163 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 164 号。

○番 ○番と○○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 165 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 166 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 167 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 2 つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 168 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 3 つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 169 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 2 つともですね。

○番 はい。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 163 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、164 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、165 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、166 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、167 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、2 つともです。168 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、3 つとも。169 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、2 つともです。それでは担当職員をさせていただきます。

事務局 議案番号 163 号が〇〇、164 号が〇〇、165 号が〇〇、166 号が〇〇、167 号が〇〇、168 号が〇〇、169 号が〇〇で担当をしたいと思います。以後の連絡調整につきましては担当者へお願いしたいと思います。

＝議案番号第 170 号、第 171 号＝

議長 次に農地の買い受け希望、議案番号第 170 号、第 171 号について、事務局に説明を求めます。

事務局 農地の買い受け希望。

議案番号第 170 号。希望農地の条件は、町内全域、1 区画が 50a 以上の田畑を合計 120a、クレーク沿い、作付作物は蓮根の予定です。買い受けを希望されております。あっせん申出者は、鹿島市浜町〇〇番地、鹿島市の〇〇さんです。

議案番号第 171 号。希望農地の条件は、大字八平地区内、1 区画が 30a～60a 以上の畑を合計 100a、クレーク沿い、作付作物は蓮根の予定です。買い受けを希望されております。あっせん申出者は、小城市三日月町長神田〇〇番地、小城市の〇〇さんです。

以上、議案第 170 号から議案第 171 号まで 2 議案につきまして、白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願いたします。議案番号第 170 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 171 号。

○番 ○番と○番委員をお願いします。

議長 それでは、確認します。議案番号第 170 号は、○番○○委員と○番○○委員、第 171 号も、○番○○委員と○番○○委員です。  
あっせん委員になられた方、よろしくをお願いします。

---

＝議案番号第 172 号＝

議長 続きまして、5.「農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について」を議題といたします。議案番号第 172 号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 172 号。

農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について、説明いたします。委員様方には別冊で、変更承認について白石町長から会長あてに文章が来ているかがみと、理由書を裏の方にコピーしております。

規程の変更につきましては、理由書のとおり、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、「県農業会議」の法律上の名称が「県農業委員会ネットワーク会議」に名称変更が行われたため、「県農業委員会」の名称の記述箇所を「県農業委員会ネットワーク会議」と一部変更となっております。

農業経営基盤強化促進法の規定に基づいて農業委員会に承認を求めるものでございます。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 172 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 172 号については、原案どおり当

委員会において承認することに決定いたします。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- ① 合意解約の報告
- ② 農地法第4条の規定による届出について

議長 報告が終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第11回農業委員会総会の日時及び場所
- ② あっせん委員の再指名について
- ③ 農業者年金加入推進について
- ④ その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時25分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員